

# 秋田県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (推進員の区分)

第2条 法第37条第1項に基づき、地域における地球温暖化対策の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために設置する推進員の区分を次のとおり定める。

- 一 個人として活動する者（以下「推進員（一般枠）」という。）
- 二 団体として活動する者（以下「推進員（団体枠）」という。）

## (推進員の要件)

第3条 推進員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 年齢満18歳以上で県内に居住、在勤又は在学する者
- 二 地球温暖化対策のための活動に熱意と識見を有し、県内において活動できる者
- 三 第7条に規定する個人情報の取扱いに同意する者

## (委嘱)

第4条 知事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を推進員として委嘱するものとする。

- 一 推進員（一般枠）
  - イ 県が別に定めて実施する公募に応募し、審査を通過した者
  - ロ 市町村長又は秋田県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）の長から、推薦書（様式1-1号）により推薦された者のうち、同意確認書（様式第2号）により同意した者
- 二 推進員（団体枠）

あきた環境学習応援隊に登録している事業者等の代表者が推薦書（様式1-2号）により推薦した、当該事業者等に所属する者

## (推進員の身分等)

第5条 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特

別職の身分を保有する者ではなくボランティアとして活動を行うものとし、地方公務員法その他の法令による制限及び制約を受けるものではない。

- 2 知事は、推進員に対し、委嘱状及びその身分を示す別記様式による身分証明書を交付する。
- 3 推進員は、推進員としての活動を行う場合においては、身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 推進員は、氏名を変更したとき、又は身分証明書を紛失し、汚損し、若しくは破損したときは、速やかに知事に届け出て、再交付を受けなければならない。
- 5 推進員は、第11条によりその身分を失ったときは、直ちに身分証明書を知事に返還しなければならない。

(任期)

第6条 推進員の任期は、委嘱を受けた日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

(個人情報の取扱い)

第7条 県は、推進員の個人情報の収集、管理、利用等について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱う。

- 2 県は、前項を遵守の上、次の各号に掲げる推進員の情報を秋田県地球温暖化対策推進人材登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、温暖化対策に係る業務上必要な範囲において、県の機関、市町村及びセンターに提供するほか、県公式ウェブサイト等で公開する。

- 一 氏名
- 二 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）
- 三 得意とする活動分野
- 四 その他推進員の活動支援を行うに当たって必要となる事項

(推進員の活動)

第8条 推進員は、法第37条第2項に基づく活動のほか、法第38条の規定に基づき設置されたセンターの事業等に対して必要な協力を行うこと。また、県が指定する研修講座等に積極的に参加し、資質の向上に努めること。

(活動支援等)

第9条 県は、予算の範囲内において、センターと連携し、推進員の活動を支援するものとする。

- 2 推進員は、法37条第2項に規定する活動において、住民への助言等が困難である場合は、県、市町村及びセンターへ照会するなど適切な処理に努めるものとする。

(活動実績等の報告)

第10条 推進員は、毎年2月末までに、当該年度の活動実績等を記載した活動報告書(様式第3号)をセンターに提出するものとする。ただし、県が指定する研修の受講、書類の提出等をもってこれに代えることができる。

(解嘱)

第11条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱するものとする。

- 一 死亡した場合又は本人から辞任の申出があった場合。
- 二 第3条に規定する要件を満たさなくなった場合。
- 三 推進員としての地位又は活動を、不当に自己又は第三者の営利を図る目的、宗教活動又は政治活動のために利用したとき。
- 四 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)である若しくは暴力団員と密接な関係を持ったとき。
- 五 その他推進員として適当でないと認められるとき。

2 知事は、推進員が第8条に規定する活動を行う見込みがないと認めるときは、これを解嘱することができる。

(事務)

第12条 推進員に関する事務は、県生活環境部温暖化対策課及びセンターが行う。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成15年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年12月21日から施行する。
- 2 改正前の規定に基づき委嘱され、令和5年12月21日において任期が存続する者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和8年3月3日から施行する。
- 2 令和8年1月1日時点で「あきたエコマイスター登録制度実施要綱」に基づくあきたエコマイスターとして登録されている者のうち、引き続き推進員としての活動を希望する者は、特例として推進員へ移行するものとする。また、移行した者は、推進員のほか、あきたエコマイスターと名乗ることができる。